

横浜市立朝比奈小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

(平成 27 年 3 月改定)

(平成 30 年 2 月改定)

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得る」という前提のもと、学校としての組織的な対応を行う。保護者・地域・他機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。児童がいじめを受けていると思われたときは、適切かつ迅速に対処する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめの定義

法、第 2 条にあるように、「いじめ」とは「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と、一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう

いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 学校いじめ防止対策委員会

① 委員会の開催時期と構成員

・ 定例会 毎月、職員会議前に開催する

構成員 校長、副校長、児童支援専任、教務主任、養護教諭

- ・ いじめの疑いがあった段階で開催する
 構成員 校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、当該担任
 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める

- ・ 委員会の長は校長とする

校長は、いじめの疑いがあるという段階で、学校いじめ防止対策委員会を開催し、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

② 委員会の活動内容と運営

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために以下の活動を行う。

○ 未然防止

- ・ いじめの未然防止のためのいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・ 学校いじめ防止対策委員会及びその活動の児童及び保護者への周知

○ 早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合の情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携

○ 取り組みの検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づいたいじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) 未然防止のために

① 規律を守る

- 規律を守ることができるクラス作り
 - ・ 必要な学習用具をそろえ、学習に臨む。
 - ・ 時間を守り始業時刻には授業の準備と着席ができています。
 - ・ 当番、係活動は責任をもって行う。
 - ・ 他者を傷つける言動はしない。
- 「社会で許されないことは学校でも許されない」「自分がやられて嫌なことは人にはしない」を指導の大前提とし、家庭と協力してルールを守る子供を育成する。



② わかる授業の工夫

- ・授業力向上のための年間を通した校内研修
- ・複数の教師による指導の導入

③ 自己有用感を育てる

- 全ての児童が参加、活躍できる授業、行事を考えて、自尊感情・自己有用感をそだてる。

- ・あおぞら活動
- ・児童朝会
- ・音楽朝会
- ・運動会
- ・群読発表会 他



- 児童が自ら人とかかわることの喜びや大切さに気づき、互いにかかわり合いながら絆づくりを進め「人の役にたっている」「人から認められている」といった自己有用感を獲得させる。

- ・係活動や当番活動の充実
- ・全児童によるあいさつ当番の実施
- ・児童会活動の活性化
- ・継続的な道徳指導 他



(2) 早期発見のために

いじめは見えにくい。見えにくいのが故に、組織的・系統的な対応が必要である。以下の原則に従っていじめの早期発見に努めるものとする。

ア 教師の観察による発見

- ① 教職員は、担任している・いないに関わらず、日常生活において次のことに注意する。

- A 机を離す子どもはいないか。
- B 特定の子どもをひやかす、からかうなどの言動がないか。
- C 仲間はずれにする子どもはいないか。
- D 暴力を振るう子どもがいらないか。
- E ○○キン等の言葉を言う子どもがいらないか。
- F 物が盗まれたり壊されたりする子どもがいらないか。



- ② ①が認められた場合は、次のように対応する。

- 発見した教師は、即座に担任教師に連絡をする。
- 担任は学年主任と相談し、原則その日のうちに児童支援専任、校長に連絡する。

- ③ 校長の指導のもと、該当する子どもに指導をする。

- ④ 学年で必要があると判断した場合は、保護者に連絡をする。

- ⑤ 担任は、その日のうちに、指導内容を児童支援専任、校長に報告する。

- ⑥ 経過観察をし、3日後、1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後に学年で相談する機会を設け、必要があれば緊急の会議（学校いじめ防止対策委員会）を開く。

イ 「生活アンケート」による発見

- ① 6月、10月、2月の間に一回ずつ、「生活アンケート」を実施する。
- ② 記述式にすると書いている子が目立つため、○をつけるだけのアンケートとする。
児童支援専任は担任の調書に基づき校長に報告をする。
- ③ 早期対応が必要と判断された場合には、いじめ対策委員会を開く。

ウ 「中休みアンケート」による発見

- ① 毎月3週目の1週間、原則3時間目の開始時に、20分休みに「誰と」「どこで」「何をして」過ごしたかを調査する。
- ② 調査はアンケート形式で行う。
- ③ 3週目の金曜日に担任は書式に沿って報告を書き、児童支援専任に報告する。

エ 保健室の利用状況からの発見

- ① 週に3回以上怪我の治療に保健室を利用した子どもがいる場合、原因が「いじめではないか」という視点で、学年と養護教諭で話し合う。
- ② 頭痛、腹痛などを理由に週に3回以上保健室を利用した子どもがいる場合、原因が「いじめではないか」という視点で、学年、養護教諭で話し合う。

オ 欠席数からの発見

- ① 毎月末の出欠統計で連続3日以上欠席の場合（入院等の場合は除く）、原因が「いじめではないか」という視点で、学年と養護教諭で話し合う。
- ② 4月からの欠席合計が10日目、20日目、30日目の際に、原因が「いじめではないか」という視点で、学年と養護教諭で話し合う。

上記の ア～オ それぞれの発見のための手立てを用いても、なお、発見できないかもしれないいじめがあるという認識を持って指導にあたる。

(3) いじめへの対応

ア 学校いじめ防止対策委員会の設置

- 教師の目やアンケート等で発見した場合、あるいは子ども保護者からの訴えがあった場合、児童支援専任と校長に報告し直ちに「対策チーム」を編成する。
 - 本委員会のメンバーは、校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、当該担任とする。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。委員会の長は校長とする。
 - ・対策チームで、事実把握と指導の方針を検討する。
 - ・対策チームの役割分担（情報収集、記録、保護者対応）を明確にする。
 - ・二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する。
- ① いじめをうけた子の意向を生かした正確な実態把握といじめた子への聞き取り及び指導
 - ② いじめをうけた子からの丁寧な聞き取りと心のケア
 - ③ いじめをうけた子の保護者への説明及び意向の確認

④いじめをうけた子の保護者の意向を生かしたいじめた子の保護者への説明及び指導の依頼

- イ 問題には、全教職員が一致して当事者として対応し、解決を確認するまで、追求する。解決の確認には、校長があたる。
- ウ 委員長は話し合われた内容を全体に報告する。
- エ 改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。
- オ 「重大事態」の発生時には直ちに教育委員会に報告をする。
- カ 必要に応じて警察署等関係機関、専門機関と連携する。

4 いじめ指導後の追指導

- (1) いじめは1回2回の指導ではなくなる可能性があることを認識して指導にあたる。
- (2) 1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後と継続して、いじめられていた子どもと保護者に、最近の様子を聞く。

5 重大事態への対応

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

- (1) 委員会に報告する。
- (2) いじめ対策委員会を中核とし、再発防止を視点においた調査を行う。
- (3) いじめをうけた子や保護者に調査によって明らかになった事実関係を報告する。

6 その他

- 必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。